

財 関 第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 20 号)の一部の施行等に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日から(第 21 及び第 22 については同年 6 月 1 日から)実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、本通達による改正後の関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の実施に伴い、「旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて」(昭和 39 年 6 月 2 日蔵関 739 号)「携帯輸入されるたばこの免税の取扱いについて」(昭和 60 年 3 月 27 日蔵関 320 号)は、平成 19 年 4 月 1 日限り廃止する。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 通関業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号)の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式C第5360号及びC第9000号から税関様式C第9080号までをそれぞれ別紙5-1から別紙5-10までのように改める。
2. 税関様式C第9100号から税関様式C第9150号までを削る。
3. 税関様式C第9300号から税関様式C第9340号までをそれぞれ別紙5-11から別紙5-16までのように改める。
4. 税関様式C第9400号から税関様式C第9480号までを削る。
5. 税関様式C第9490号を税関様式C第9100号とし、税関様式C第9500号を税関様式C第9110号とする。
6. 税関様式T第1000-2号を別紙5-17のように改める。
7. 税関様式T第1000-3号を削る。
8. 税関様式T第1040号、税関様式T第1350号、税関様式T第1620号、税関様式T第1640号、税関様式T第1660号及び税関様式P第9600号をそれぞれ別紙5-18から別紙5-23までのように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-24「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 石油の数量査定及び価格鑑定について(昭和34年2月12日蔵関第199号)の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 輸入植物等の通關の際ににおける取扱い等について(昭和57年5月31日蔵関第626号)の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第10 「国際観光政策に関するOECD理事会の決定及び勧告」の取扱いについて(昭和61年6月9日蔵関第627号)の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて(平成7年8月4日蔵関第669号)の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第12 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通關の

際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 13 輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 14 包括事前審査制度について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号）の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 15 輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）の一部を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 16 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）の一部を次のように改正する。

別紙 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 17 アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財関第 271 号）の一部を次のように改正する。

別紙 17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 18 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）の一部を次のように改正する。

別紙 18「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 19 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の一部を次のように改正する。

別紙 19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 20 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）の一部を次のように改正する。

別紙 20「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 21 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 21「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 22 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 C 第 2220 号、税関様式 C 第 2230 号、税関様式 C 第 5610 号から税関様式 C 第 5614 号まで及び税関様式 C 第 5810 号をそれぞれ別紙 22 - 1 から別紙 22 - 6 までのように改める。
- 2 . 税関様式 C 第 5811 号を別紙 22 - 7 のように定める。
- 3 . 税関様式 C 第 5812 号を別紙 22 - 8 のように改める。
- 4 . 税関様式 C 第 5813 号を別紙 22 - 9 のように定める。
- 5 . 税関様式 C 第 5814 号を別紙 22 - 10 のように改める。
- 6 . 税関様式 C 第 5815 号及び税関様式 C 第 5819 号をそれぞれ別紙 22 - 11 及び別紙 22 - 12 のように定める。
- 7 . 税関様式 C 第 5820 号を税関様式 C 第 5821 号とする。
- 8 . 税関様式 C 第 5820 号及び税関様式 C 第 5823 号をそれぞれ別紙 22 - 13 及び別紙 22 - 14 のように定める。